

## 桜川公園におけるPark-PFI(公募設置管理制度)について

## ■ 公園施設の配置計画

## 芝生広場

日照条件の良い場所に芝生広場を配置し日常使いとイベント使いを充実させる、ふかふかで安全な芝生広場を整備します。



## ウッドデッキ

建物前の賑わい空間としてマルシェ等の開催も想定したウッドデッキテラスを整備します。



## モバイル充電スポット

災害時を想定したモバイル端末の充電に対応したソーラー式スポットを設置します。



## 公衆トイレ(多機能バリアフリートイレ)

明るく清潔感を感じるデザインとし、死角の少ない計画とすることで、安全性や防犯性に配慮します。



## 木質チップ

天然の木材を活かし、自然との調和を実現した、温かみのあるウッドチップ舗装を整備します。



## 公募対象公園施設・グリーンインフラ(壁面緑化)

飲食施設という新たな付加価値を提供することで、公園の滞在性や利便性を高め、本公園エリアはもとより、周辺地域への来訪機会の創出や回遊性の向上を通じて、公園周辺全体の価値向上につなげます。また、壁面緑化を建物東側に配置することで、緑のカーテンとして壁面の温度上昇を抑制します。



本パースは、基本協定締結時点のものです。



中央区グリーンインフラガイドラインより

## 複合遊具

限られた空間条件の中で、多様な遊びの提供および運動能力の向上、ならびにコミュニケーションの促進を図るとともに、多様な子どもの利用を想定した遊具を整備します。



## メインコリドー

建物の3面それぞれが賑わいの表情を見せる建物意匠とすることで、歩いて楽しい散歩の中継地点となるよう計画します。



本パースは、基本協定締結時点のものです。

※今後の協議により、図面や企画内容が変更される場合があります。

## ■ 基本協定締結時点(令和7年6月30日)からの主な変更内容

## 1 公募対象公園施設に関する変更

- 桜川公園つむぎ会の意見を踏まえ、建物の圧迫感を軽減することや、地下に埋設されている下水カルバートを避けるため、建物の形状や配置を変更
- 上記、建物形状や配置の変更に伴い、以下変更
  - ①建物配置の変更に伴う有効空地の拡張
  - ②隣接建築物との視線に配慮し、C区画の屋上テラス利用を中止し、東側外壁面の一部を壁面緑化とする
  - ③公園施設や地域活動のためのバックヤードを設置

## 2 公衆便所に関する変更

- 新大橋通りから公衆便所までの動線を確保するため、トイレ(公衆便所)に至るルートを計画

## 3 芝生広場に関する変更

- 桜川公園つむぎ会の意見交換を踏まえ、走り回れる開放的な空間を確保するため、芝生広場を拡張(約370㎡ → 約660㎡)

## 4 遊びの広場に関する変更

- 芝生広場の拡張に伴い、複合遊具を2基から1基に変更し、幅広い年齢の子どもが利用できる単独遊具を導入
- 桜川公園つむぎ会の意見交換を踏まえ、より自然に親しめる空間として、舗装をゴムチップから木質チップに変更

計画の変更に伴い、公園全体の植栽計画を見直し